

(別添)

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和2年9月30日
串間市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成26年法律第78号)第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する事業計画を認定したので、同条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類						実施期間	実施主体
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無		
	○			古竹出草津	無	令和2年度 ～令和6年度	古竹出草津集落協定
	○			奈留川原田	無	令和2年度 ～令和6年度	奈留川原田集落協定
	○			笠祇	無	令和2年度 ～令和6年度	笠祇集落協定